

第1章 都市計画マスタープランについて

1-1 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、今後の具体的な土地利用に関して基本的な方針を定めるものです。

本市では、平成18年3月に旧能代市と旧二ツ井町が合併し、平成20年3月には市の最上位計画である総合計画が策定されました。本市をとりまく少子高齢化の進行、雇用の確保などの課題や多様化するまちづくりに対するニーズへ対応していくために新たな都市計画マスタープランを策定し、まちづくりの将来ビジョンと、具体的かつ総合的な都市の整備方針を定めました。

また、本計画の策定にあたっては、総合計画の精神を踏まえ、市民と行政が一体となって地域資源を活かしたまちづくりに取り組んでいくことを目指し、多くの市民に参画していただきました。

1-2 計画の対象地域

本市においては、田園や森林等が約8割を占めており、用途地域の周辺には多くの農村地区が点在しています。このような本市の現状から、今後の人口減少や少子高齢化に対応した都市構造やまちづくりの方針を定めていくためには、都市計画区域のみならず、周辺の農村地域も含めて検討していく必要があります。

したがって、本計画においては、市全域を対象地域として検討しました。

1-3 目標年次

本計画の計画期間は、20年間とし目標年次は平成41年（西暦2029年）とします。

なお、本計画は、今後の社会・経済の変化や住民ニーズの変化に対応して、随時、計画の見直しや充実を図り、まちづくりの指針としての性格を維持していきます。

1-4 計画の位置づけ

本計画は、県が策定した「秋田県都市計画区域マスタープラン」や市の上位計画をふまえて策定しており、今後、市の決定する都市計画についての指針となります。

